重　要

事務連絡

令和2年3月7日

市内介護サービス事業所　各位

小山市　地域包括ケア推進課

新型コロナウイルス感染症に

利用者及び職員が感染した場合における対応について

日頃より、当市の介護保険事業にご理解・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、報道等でも取り上げられておりますが、名古屋市の複数のデイサービスで新型コロナウイルスの集団感染が発生するなど、高齢者関係施設での感染拡大が懸念されています。新型コロナウイルス関連につきましては、「介護保険最新情報」等の各種情報が発出されているところではございますが、その内容のうち各事業所において利用者及び職員に新型コロナウイルスの感染が確認された際に、事業所の皆さまにご対応いただきたい内容を別添の通り整理しました。

各事業所の管理者様におかれましては、感染防止のための取り組みを引き続き徹底いただくとともに、感染が確認された場合においては適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

※本通知については、現時点での見解をまとめたものですので、今後変更の可能性があります。

別紙１ ：新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

（訪問系サービス事業所向け）

別紙２ ：新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

（通所系・短期入所サービス事業所向け）

別紙３ ：新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

（施設・居住系サービス事業所向け）

担当：地域包括ケア推進課　高齢支援係

TEL：０２８５－２２－９５４１

FAX：０２８５－２２－９５４３

**新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について**

別紙１：訪問系サービス事業所向け

(Ｒ２年３月７日)

小山市　地域包括ケア推進課

〇新型コロナウイルス感染が疑われる利用者または職員が発生した場合は、医療機関に受診する前に山市地域包括ケア推進課（平日8:30～17:15⇒0285-22－9541、夜間・休日⇒0285-23-1111）にご連絡いただくとともに、栃木県県南健康福祉センター内 帰国者・接触者相談センター（24時間対応⇒0285－22－0302）にご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染が疑われる方

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患のある方は２日程度）続いている

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

〇県南健康センター、栃木県高齢対策課、小山市地域包括ケア推進課等から状況確認・情報共有等のために、連絡をさせていただくことになりますので、ご協力をお願いいたします。

〇訪問系サービスを提供する事業所については、新型コロナウイルス感染が疑われる利用者を訪問先で把握する可能性があり、またその利用者に対しサービス提供を行うこととなる可能性があることから、下記の内容にご注意いただくようお願いいたします。

【訪問先で感染が疑われる利用者を把握した際の対応について】

* 速やかに**小山市地域包括ケア推進課（※上記参照）に電話連絡するとともに、栃木県県南健康福祉センター帰国者・接触者相談センター（※上記参照）に電話連絡し、指示を受ける**こと
* 速やかに**管理者やサービス提供責任者等に報告を行い、事業所内で情報共有**すること
* 利用者の**主治医及び担当の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに報告**を行うこと
* 関係機関と調整の上、**訪問介護の必要性については再度検討し、必要性が認められた利用者に対してサービスを提供する**こと

【利用者へのケアの方法】

* サービスの提供にあたっては、県南健康福祉センターとよく相談した上で、**感染防止策を徹底する**こと
* **サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の使い捨て手袋の着用、咳エチケットの徹底を行う**こと
* **事業所内でもマスクを着用する**など、感染機会を減らすための工夫を行うこと
* 新型コロナウイルス感染が疑われる利用者を訪問する際には、**訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う**ほか、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で**利用者との距離を保つ**ようにすること
* 訪問時には、**換気**を徹底すること
* 新型コロナウイルスに感染している恐れがある利用者の**介護を行う際は、使い捨て手袋とマスクを着用**する。また飛沫感染のリスクが高い症状が見られる場合は、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を利用する
* 体温計等の器具は、**消毒用エタノールで清拭して使用する**こと
* 新型コロナウイルスに感染している恐れがある利用者にサービスを提供する際には、**ケアの開始時と終了後に「液体せっけんを用いた手洗い」と消毒用エタノールによる手指消毒を行う**こと（「１ケア１手洗い」「ケア前後の手洗い」）
* **手指消毒の前に目・鼻・口に触らない**よう注意すること
* 個別のケアの際は、下記の通りとすること

・食事介助

1. 食事の前に、利用者に対して液体せっけんを用いて**手洗いを行う**こと。
2. 食器は**使い捨て容器を使用するか、洗剤での洗浄を行う**こと
3. **食事の準備が短時間で実施できるよう工夫する**こと

 ・排泄介助

おむつ交換の際は、**使い捨て手袋と使い捨てエプロンを着用する**こと

 ・入浴介助

介助が必要な利用者は、**原則として清拭で対応する**ほか、**利用したタオル等は使い捨て手袋とマスクを着用した状態で、家庭用洗剤で洗濯・乾燥させる**こと

 ・清掃

1. 手袋を着用し**消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウムで清拭する**こと
2. トイレや玄関等のドアノブや取手等は**消毒用エタノールで清拭する**こと

 （対象物による消毒方法は「介護保険最新情報vol.777」P11参照）

【職員の勤務体制】

* 感染の疑いがある職員については、**無理な出勤はせず、症状が確認されなくなってから出勤する**ようにすること
* **基礎疾患を有する職員および妊娠している職員については、感染した際に症状が重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う**こと
* 職員については、**感染している疑いのある利用者を介護する職員と、そうでない利用者を介護する職員は、可能な限り分けて対応する**、もしくは**感染している疑いのある利用者宅の訪問を最後に行う**などで対応すること

※出典：介護保険最新情報No.767、768、769、777

※「感染の疑いがある利用者」については、施設の状況及び利用者の生活環境によって異なりますが、「感染している人と対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として２ｍ）で一定時間以上接触があった人」ということになります。

※本通知の内容は、新型コロナウイルス感染症への対応に関するものであり、他の感染症（尿路感染症、蜂窩織炎 等）等として診断・加療されている場合の対応とは異なります。

**新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について**

別紙２：通所系・短期入所サービス事業所向け

(Ｒ２年３月７日)

小山市　地域包括ケア推進課

〇新型コロナウイルス感染が疑われる利用者または職員が発生した場合は、医療機関に受診する前に山市地域包括ケア推進課（平日8:30～17:15⇒0285-22－9541、夜間・休日⇒0285-23-1111）にご連絡いただくとともに、栃木県県南健康福祉センター内 帰国者・接触者相談センター（24時間対応⇒0285－22－0302）にご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染が疑われる方

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患のある方は２日程度）続いている

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

〇県南健康センター、栃木県高齢対策課、小山市地域包括ケア推進課等から状況確認・情報共有等のために、連絡をさせていただくことになりますので、ご協力をお願いいたします。

〇高齢者関係施設で感染が拡大する恐れがある場合には、必要に応じショートステイや通所介護等の事業所に対し休業をお願いする場合や、濃厚接触した恐れのある利用者の利用を避けていただくなどの対応をお願いすることがあります。

※休業中の取り扱いについては、『介護保険最新情報No.770』の通りとなります。

〇通所系サービス・短期入所サービスを提供する事業所については、提供しているサービスの内容に応じ下記の内容にご注意いただくようお願いいたします。

◆通所系サービスの場合

【環境面での対応】

* 機能訓練室や食堂、静養室などについては、**１、２時間ごとに５～１０分程度の換気**を行うこと
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある**利用者が使用した部屋や送迎車等については、消毒・清掃**を実施すること
* トイレや玄関等のドアノブや取手等は消毒用エタノールで清拭すること
* 事業所に到着後、利用者に新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状が見られた場合には、他者への感染のリスクを下げるため、原則として**静養室等の「個室」に移動**していただき、個別のケアについては個室で行うこと
* 感染している恐れがある利用者との共用を避ける観点から、個別のケアの際に使用するもの（食器類・タオル等）については、**熱水洗浄または次亜塩素酸ナトリウム液に浸したあとに洗浄す**るほか、体温計等の器具は可能な限り**専用とする、もしくは消毒用エタノールで清拭して使用する**こと

【利用者へのケアの方法】

* 新型コロナウイルスに感染している疑いがある利用者は、**自宅待機とする**こと
* 自宅待機となった利用者については、担**当の居宅介護支援事業所のケアマネジャーと調整の上、利用者の生活に必要なサービスを確保する**こと
* 事業所に到着後、利用者に新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状が見られた場合、新型コロナウイルスに感染している恐れがある利用者を介護する際には、**ケアの開始時と終了後に「液体せっけんを用いた手洗い」と消毒用エタノールによる手指消毒を行う**こと（「１ケア１手洗い」「ケア前後の手洗い」）
* **手指消毒の前に目・鼻・口に触らない**よう注意すること
* 新型コロナウイルスに感染している恐れがある利用者の**介護を行う際は、使い捨て手袋とマスクを着用**する。また飛沫感染のリスクが高い症状が見られる場合は、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を利用する
* 利用者が鼻をかんだティッシュ等の**ゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う**こと
* 利用者・家族に対しては、随時情報提供を行い、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、理解を得るようにすること

【職員の勤務体制】

* 感染の疑いがある職員については、**無理な出勤はせず、症状が確認されなくなってから出勤する**ようにすること
* 職員については、**新型コロナウイルス感染している疑いのある利用者を介護する職員と、そうでない利用者を介護する職員は、可能な限り分けて対応する**ことが望ましい

◆短期入所サービスの場合（一日を通して常に事業所内に利用者及び職員がいる場合）

【環境面での対応】

* 新型コロナウイルスに感染している疑いがある利用者は、他者への感染のリスクを下げるため、原則として**「個室」に移動**していただくこと

（個室が足りない場合は、同じ症状の人を同室とすることで対応する）

* 共有スペースや利用者の居室については、**１、２時間ごとに５～１０分程度の換気**を行うこと
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある**利用者の居室及びその利用者が使用した共用スペースについては、消毒・清掃**を実施すること

（使い捨て手袋を着用し、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭）

* 個別のケアの際に使用するもの（食器類・タオル・リネン等）については、**熱水洗浄または次亜塩素酸ナトリウム液に浸したあとに洗浄**すること
* 体温計等の器具は可能な限り感染している利用者・感染している恐れがある利用者専用とすること（専用とすることが難しい場合は、消毒用エタノールで清拭して使用すること）

【利用者へのケアの方法】

* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある利用者を介護する際には、**ケアの開始時と終了後に「液体せっけんを用いた手洗い」と消毒用エタノールによる手指消毒を行う**こと（「１ケア１手洗い」「ケア前後の手洗い」）
* **手指消毒の前に目・鼻・口に触らない**よう注意すること
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある利用者の**介護を行う際は、使い捨て手袋とマスクを着用**する。また飛沫感染のリスクが高い症状が見られる場合は、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を利用する
* 新型コロナウイルスに**感染していると診断された利用者が部屋を出るときには、その利用者にマスク着用**を徹底すること
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある利用者に提供する食事・排泄・入浴介助については、**原則として他の利用者と空間を分ける**こと

食事：ホールなどでは実施せず、個室で行う

排泄：使用するトイレを分ける

入浴：個人専用の浴室が用意できる場合は、その浴室のみで入浴する。

難しい場合は、原則として清拭で対応する。

* 利用者が鼻をかんだティッシュ等の**ゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う**こと
* 利用者・家族に対しては、随時情報提供を行い、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、理解を得るようにすること

【職員の勤務体制】

* 感染の疑いがある職員については、**無理な出勤はせず、症状が確認されなくなってから出勤する**ようにすること
* 職員については、**新型コロナウイルスに感染している・感染している疑いのある利用者を介護する職員と、そうでない利用者を介護する職員は、可能な限り分けて対応する**ことが望ましい

※出典：介護保険最新情報No.767、768、769、777

※「感染の疑いがある利用者」については、施設の状況及び利用者の生活環境によって異なりますが、「感染している人と対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として２ｍ）で一定時間以上接触があった人」ということになります。

 （例：多床室で相部屋の利用者、食事の際の席が近い利用者　等）

※本通知の内容は、新型コロナウイルス感染症への対応に関するものであり、他の感染症（尿路感染症、蜂窩織炎 等）等として診断・加療されている場合の対応とは異なります。

**新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について**

別紙３：施設・居住系サービス事業所向け

(Ｒ２年３月７日)

小山市　地域包括ケア推進課

〇新型コロナウイルス感染が疑われる利用者及び職員が発生した場合は、医療機関に受診する前に小山市地域包括ケア推進課（平日8:30～17:15⇒0285-22－9541、夜間・休日⇒0285-23-1111）にご連絡いただくとともに、栃木県県南健康福祉センター内 帰国者・接触者相談センター（24時間対応⇒0285－22－0302）にご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染が疑われる方

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患のある方は２日程度）続いている

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

〇県南健康福祉センター、栃木県高齢対策課、小山市地域包括ケア推進課等から状況確認・情報共有等のために、連絡をさせていただくことがありますのでご協力をお願いいたします。

〇併設のショートステイや通所介護などの別サービスを提供している場合は、必要に応じ休業をお願いする場合や、濃厚接触した恐れのある利用者の利用を避けていただくなどの対応をお願いすることがあります。

※併設の他サービスの休業中の取り扱いについては、『介護保険最新情報No.770』の通りとなります。

〇入所系・居住系施設については、常時、利用者および職員が室内にいるため、下記の内容にご注意いただくようお願いいたします。

【環境面での対応】

* 新型コロナウイルスに感染している疑いがある利用者は、他者への感染のリスクを下げるため、原則として**「個室」に移動**していただくこと

（個室が足りない場合は、同じ症状の人を同室とすることで対応する）

* 共有スペースや利用者の居室については、**１、２時間ごとに５～１０分程度の換気**を行うこと
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある**利用者の居室及びその利用者が使用した共用スペースについては、消毒・清掃**を実施すること

（使い捨て手袋を着用し、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭）

* 個別のケアの際に使用するもの（食器類・タオル・リネン等）については、**熱水洗浄または次亜塩素酸ナトリウム液に浸したあとに洗浄**すること
* 体温計等の器具は可能な限り感染している利用者・感染している恐れがある利用者専用とすること（専用とすることが難しい場合は、消毒用エタノールで清拭して使用すること）

【利用者へのケアの方法】

* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある利用者を介護する際には、**ケアの開始時と終了後に「液体せっけんを用いた手洗い」と消毒用エタノールによる手指消毒を行う**こと（「１ケア１手洗い」「ケア前後の手洗い」）
* **手指消毒の前に目・鼻・口に触らない**よう注意すること
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある利用者の**介護を行う際は、使い捨て手袋とマスクを着用**する。また飛沫感染のリスクが高い症状が見られる場合は、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を利用する
* 新型コロナウイルスに**感染していると診断された利用者が部屋を出るときには、その利用者にマスク着用**を徹底すること
* 新型コロナウイルスに感染している利用者・感染している恐れがある利用者に提供する食事・排泄・入浴介助については、**原則として他の利用者と空間を分ける**こと

食事：ホールなどでは実施せず、個室で行う

排泄：使用するトイレを分ける

入浴：個人専用の浴室が用意できる場合は、その浴室のみで入浴する。

難しい場合は、原則として清拭で対応する。

* 利用者が鼻をかんだティッシュ等の**ゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う**こと
* 利用者・家族に対しては、随時情報提供を行い、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、理解を得るようにすること

【職員の勤務体制】

* 感染の疑いがある職員については、**無理な出勤はせず、症状が確認されなくなってから出勤する**ようにすること
* 職員については、**新型コロナウイルスに感染している・感染している疑いのある利用者を介護する職員と、そうでない利用者を介護する職員は、可能な限り分けて対応する**ことが望ましい

※出典：介護保険最新情報No.767、768、769、777

※「感染の疑いがある利用者」については、施設の状況及び利用者の生活環境によって異なりますが、「感染している人と対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として２ｍ）で一定時間以上接触があった人」ということになります。

 （例：多床室で相部屋の利用者、食事の際の席が近い利用者　等）

※本通知の内容は、新型コロナウイルス感染症への対応に関するものであり、他の感染症（尿路感染症、蜂窩織炎 等）等として診断・加療されている場合の対応とは異なります。